資料1

久喜市立義務教育諸学校における

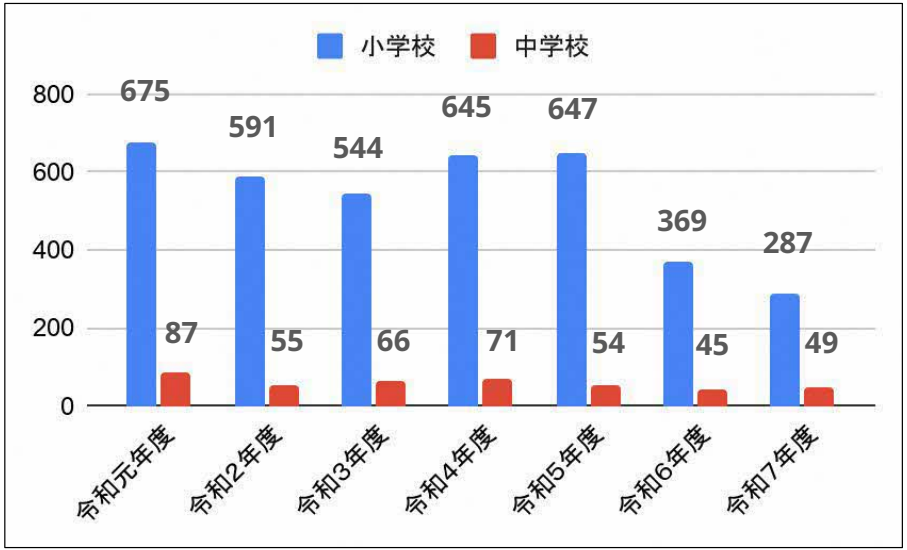
いじめ・不登校問題への対応について

指導課

1 「いじめ」への対応について

「いじめ」に関する現状

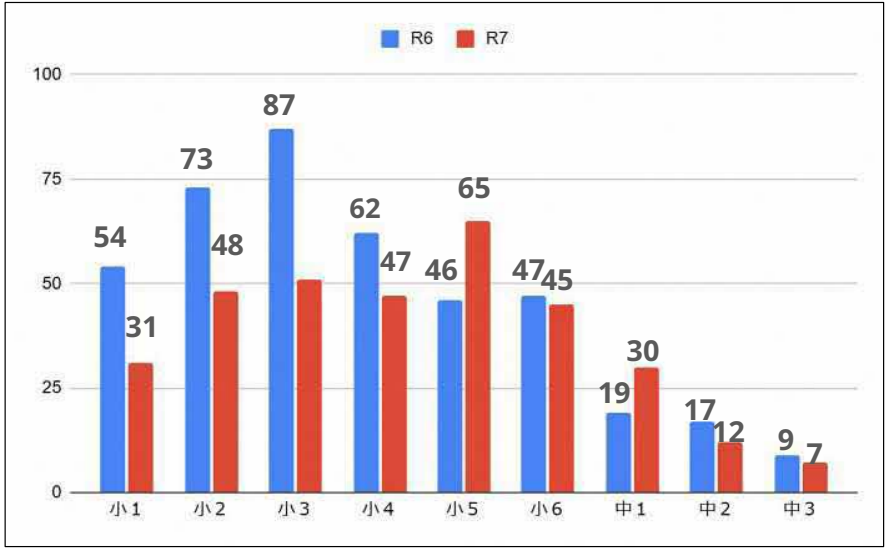
久喜市内のいじめ認知件数の推移



・小学校は、**令和６年度 以降減少傾向** にある。
・中学校は、**長期的に見ると緩やかに減少** している。
・令和7年度のいじめ認知件数は、小学校は1校当たり **約13.7件（R6国：約 32.0件）** 中学校は1校当たり **約4.5件（R6国：約 13.3件）**

学習者用端末を使った「早期発見」の取組が充実したことにより、いじめの「芽」を摘むことができることが増えた。

いじめ認知件数の学年別内訳



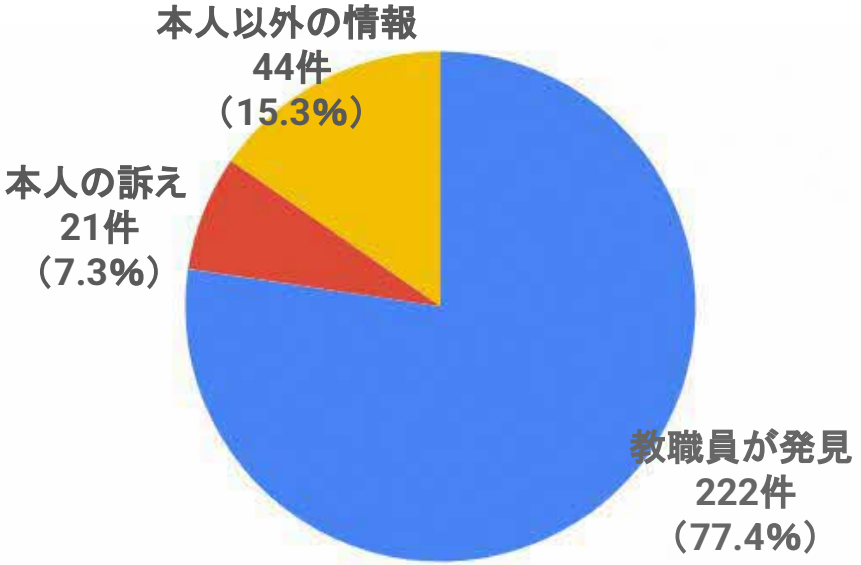
・令和6年度は**小学校第1学年から第3学年が特に多く** 、以降、学年が上がるにつれて減少していく傾向
・令和7年度は、令和6年度に比べ学年間の差が小さく、小学校第5学年以降は、**学年が上がるにつれて減少していく傾向** 。

社会性が高まるにつれ、減少していく。
一方、学年が上がるにつれて発見が難しくなる懸念も。

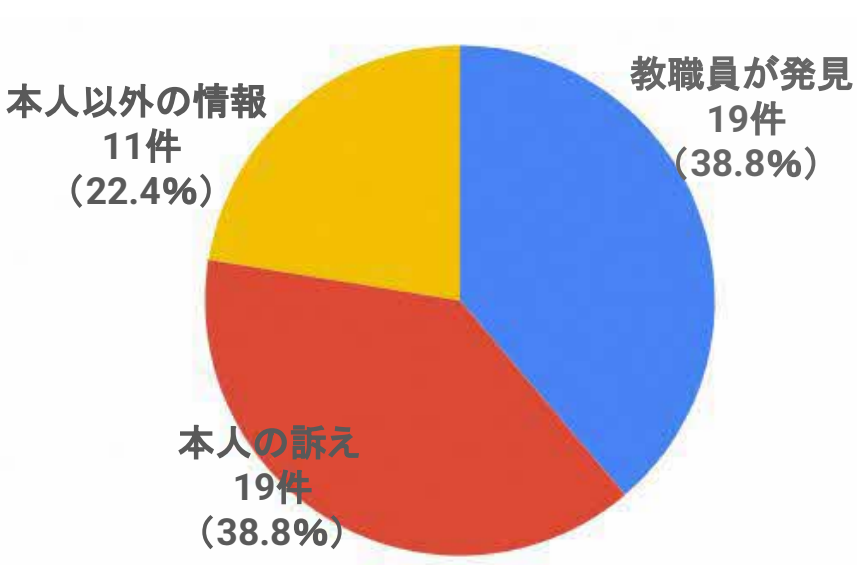
「いじめ」に関する現状

いじめ発見のきっかけ（R7）

【小学校】



【中学校】



・小学校は「教職員の発見」が全体の77.4%を占めており、中学校は「教職員の発見」と「本人の訴え」がそれぞれ全体の38.8%ずつとなっている。

➡ 教職員による日々の観察や調査を通じた早期発見体制を維持しつつ、
自分からSOSを出す力や、周囲の目を育てることも、いじめの早期発見には重要。

いじめ問題に対するこれまでの取組

いじめ問題に対応するポイント

1　起こらないようにする

児童生徒自身が「いじめを許さない」「 SOSを発信できる」ように

2　早く見つける

微細なSOSをキャッチしやすい状況を作る

3　適切に対応する

組織的に対応する仕組みを作る

4　見届ける

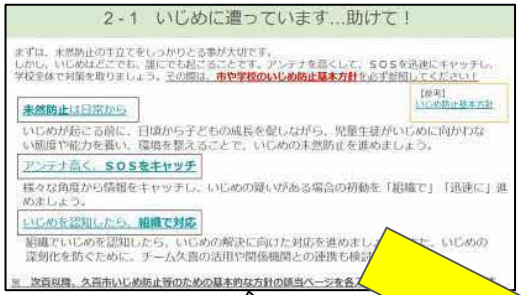
いじめの解消を確実に見届ける仕組みを作る

どの項目においても、
教員の「指導力」や「対応力」が
重要

いじめ問題に対するこれまでの取組

教職員のいじめ問題に対する指導力・対応力向上

先生方の指導を支援するマニュアル「誰一人取り残されない教育支援プラン」の活用


2-1　いじめに遭っています…助けて！

まずは、未然防止の主立てをしっかりとる事が大切です。
しかし、いじめはどこでも、誰にでも起こることです。アンテナを高くして、SOSを迅速にキャッチし、学校全体で対策を取りましょう。その際は、市や学校のいじめ防止基本方針を必ず参照してください！

【参考】いじめ防止基本方針

未然防止は日常から

いじめが起こる前に、日頃から子どもの成長を促しながら、児童生徒がいじめに向かわない態度や能力を養い、環境を整えることで、いじめの未然防止を進めましょう。

アンテナ高く、SOSをキャッチ

様々な角度から情報をキャッチし、いじめの疑いがある場合の初動を「組織で」「迅速に」進めましょう。

いじめを認知したら、組織で対応

組織でいじめを認知したら、いじめの解決に向けた対応を進めまし…た、いじめの深刻化を防ぐために、チーム久喜の活用や関係機関との連携も検討

※　次頁以降、久喜市いじめ防止等のための基本的な方針の該当ページを各…

必要な対応を
・未然防止
・早期発見
・早期対応
ごとに確認できる

2-1-2-3　いじめ対応　「早期対応」

【市方針】P7イ(イ)
いじめの疑いがある場合の初動

【聴き取りや事実確認についての留意点】



●被害児童生徒（場合によって保護者）に対する「寄り添った」姿勢が、何よりも大切です。

・「今まで辛かったね」という、いじめ被害の苦しみに対し共感すること
・「話してくれてありがとう」という、SOSを出せたことを称賛し、価値づけること
「気づいてあげられずごめん」「いじめが起きてしまい申し訳ない」という、これまでの対応を詫びること
「いじめは許されない」「いじめを止める」という、被害児童生徒を守り、不安を取り除くこと
・「何とか解決していこう」「そのために色々教えて欲しい」という、共にいじめ解決を目指すこと

寄り添っているつもりでも、結果的に被害児童生徒や保護者に寄り添えない対応は、不信感を招き、いじめ問題の解決を困難にさせ、深刻ないじめ問題に発展する可能性があります。
何よりも被害者保護を最優先とするスタンスで対応に当たります。

【参考】聴き取り方や質問例が具体的に載っています
事例に基づく事実確認の際の留意点（生徒指導Ⅰs2019）

○いじめ被害を正確に聴き取りましょう
□**被害児童生徒本人**に対して、「いつ」「どこで」「誰に」「どんなことを」「何回」等の**5W1Hに沿った聴き取り**
□学校で把握した情報をもとにした、**正確に情報共有**
□家庭での様子や最近の変化等、保護者からの**情報提供の依頼**

○集めた情報から事実確認を進めましょう
・いじめに関する物や記録の収集
・アンケート調査
・関係者や周囲の子への聴き取り調査
※他の被害者や加害者がいないか十分確認しましょう。
※事実確認を進めていくと、被害者と加害者が入れ替わるケースもあります。情報を集める段階から安易な決めつけがないようにお願いします。

いじめ問題に対するこれまでの取組

いじめの未然防止にむけた教育

令和7年8月5日　中学生サミット



各学校の代表生徒が集い、「SNSトラブル防止に向けて」をテーマに協議し、共同宣言を作成　→各学校で周知、実践へ

第８回久喜市中学生サミット共同宣言

１　情報発信・収集に対するリテラシーを育みます。

２　自分中心にならず、相互理解を目指し活用していきます。

３　一人で抱え込まず、いつでも相談ができる関係・環境を築きます。

以上、３点の実行に力を注ぎ、SNSを正しく利活用し、いじめのない学校を創るために、生徒会が中心となり、生徒が自ら考え、行動することを誓います。

令和７年８月５日

久喜市全中学校生徒会代表一同

いじめ問題に対するこれまでの取組

微細なSOSをキャッチしやすい状況を作る

一人一台端末を効果的に活用したいじめの早期発見

学校生活アンケート

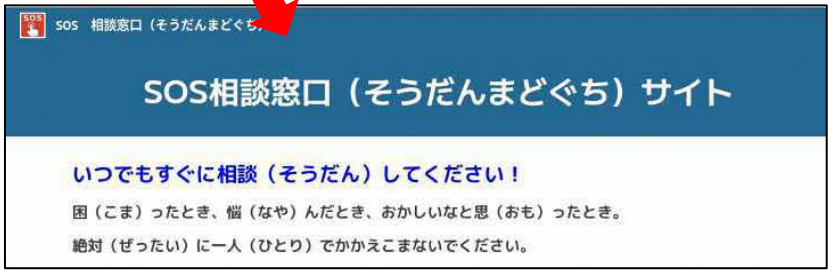


端末アンケートの良さ
・どこからでも回答可
・情報の即時共有　▶迅速な指導対応
・確実な記録

SOS相談窓口サイト



端末の下部に
常時表示



いつでもSOSが出せるように
子どもたちの端末のシェルフに常時表示

いじめ問題に対するこれまでの取組

各学校いじめ防止基本方針の見直しと周知

いじめ対応の土台となる「基本方針」の見直し

【参考文例】

令和７年度久喜市立○○学校いじめ防止基本方針

令和７年○月改訂

※児童（生徒）の文言は、校種により異なります。
※コメントやリンク先を参考に作成・見直しをお願いします。

【参考】
・久喜市いじめ防止基本方針（令和６年９月改訂）
・【公開用】R6_誰一人取り残されない教育支援プラン

はじめに　※児童（生徒）の文言は、校種により異なります。

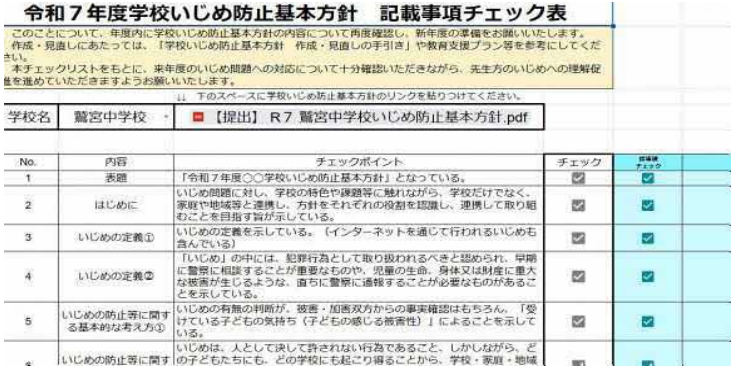
いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校は、児童（生徒）の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第１３条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1　「いじめの定義」と「いじめの防止等に関する基本的な考え方」

コメントの追加 [1]: チェックリスト①　表題
「令和７年度○○学校いじめ防止基本方針」となっている。

コメントの追加 [2]: チェックリスト②　はじめに
いじめ問題に対し、学校の特色や課題等に触れながら、学校だけでなく、家庭や地域等と連携し、方針をそれぞれの役割を認識し、連携して取り組むことを目指す旨が示している。



令和７年度学校いじめ防止基本方針　記載事項チェック表

このことについて、年度内に学校いじめ防止基本方針の内容について再度確認し、新年度の準備をお願いいたします。
作成・見直しにあたっては、「学校いじめ防止基本方針　作成・見直しの手引き」や教育支援プラン等を参考にしてください。
本チェックリストをもとに、来年度のいじめ問題への対応について十分確認いただきながら、先生方のいじめへの理解促進を進めていただきますようお願いいたします。

下のスペースに学校いじめ防止基本方針のリンクを貼りつけてください。

学校名　鷲宮中学校　【提出】R７鷲宮中学校いじめ防止基本方針.pdf

No.	内容	チェックポイント	チェック	担当者チェック
1	表題	「令和７年度○○学校いじめ防止基本方針」となっている。	☑	☑
2	はじめに	いじめ問題に対し、学校の特色や課題等に触れながら、学校だけでなく、家庭や地域等と連携し、方針をそれぞれの役割を認識し、連携して取り組むことを目指す旨が示している。	☑	☑
3	いじめの定義①	いじめの定義を示している。（インターネットを通じて行われるいじめも含んでいる）	☑	☑
4	いじめの定義②	「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがあることを示している。	☑	☑
5	いじめの防止等に関する基本的な考え方①	いじめの有無の判断が、被害・加害双方からの事実確認はもちろん、「受けている子どもの気持ち（子どもの感じる被害性）」によることを示している。	☑	☑
	いじめの防止等に関す	いじめは、人として決して許されない行為であること、しかしながら、どの子どもたちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域		

市の基本方針が昨年度改訂
➡R7年度各校のいじめ基本方針も大幅に見直して、R8年度各校のHPに掲載

いじめ問題に対するこれまでの取組

組織的な対応の充実・徹底

いじめ対応の確実な記録を支援するツール「いじめ対応記録シート」の活用

情報の速やかな共有　　**対応の確実な記録**



学校名	学年	学級	氏名	作成開始日
太田小学校	1年	2組	久喜　たろう	2025/05/06

＜キャッチしたＳＯＳ＞

キャッチした日		キャッチした方法	アンケート	キャッチした人	担任
関係者	加害疑い	久喜　はなこ		その他関係者	久喜　けいた
SOSの概要	いたずらやからかい				

現在の状況⇒	いじめに該当するか調査中		現在把握している事案概要⇒	いたずらやからかいの具体把握 時期や頻度、背景の確認
いじめ認定⇒	調査中	重大事態認定⇒		

〇たろうに聴き取り
〇けいたに聴き取り
●2つを集約してから、加害疑いであるはなこにきく

ン　⇒　はなこへの聴き取り（昼休み中）

記録されている最終日における状況

記録最終日	
2025/05/08	
いじめ認定	重大事態認定
調査中	
現在の状況	いじめ解消確認
いじめに該当するか調査中	

↓↓ 次のアクション例 ↓↓
〇いじめ被害の正確な事実確認（聴き取り
ケート調査）
※被害者や加害者の言い分に左右されず
で事実関係を明らかにする。
※被害者、加害者だけで事実が判明した
者の意見が大きく食い違いう場合は、目
らも話を聞き、多角的な視点から事実を
〇収集した情報をもとに事実をすり合わ
めを認定するかどうか判断

上記「次のアクション例」
を参考にしてください。

現在のいじめ認定のフェーズをはっきりさせて対応できる

次のアクション例を参考に行うべき事柄を確認しながら対応できる

迅速で適切な対応を支援

いじめ問題に対するこれまでの取組

学校支援スタッフ

【心理専門員】2名

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、面談を通じて児童生徒や保護者のこころの問題にアプローチし支援する。

◯こんなときは支援が必要かも …

・深刻ないじめ被害により、子どもの心のダメージから不登校や自傷行為などの別の問題が心配なケース

・心身の苦痛を受けた被害・加害児童生徒の保護者に対し、学校だけでの支援や協議が困難なケース

【スクール・ソーシャル・ワーカー】3名
（内、2名は県費）

福祉をつかさどり、問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等との連携・調整・ネットワークの構築を行う。

◯こんなときは支援が必要かも …

・深刻ないじめ被害により、学校と家庭とでの連携が困難な場合で、学校・家庭・行政機関等との連携を密に対応することが求められるケース

・所轄警察署との連携

学校警察連絡協議会にて連絡・協議。

事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものは、直ちに警察に相談・通報を行い適切な援助を求める。

また、必要に応じて**スクールサポーター制度** も活用。

・福祉機関との連携

いじめの背景に家庭環境が関係している場合もある。児童相談所、市の福祉関係課、民生・児童委員等とも連携。

・ 医療機関との連携

いじめ被害を受けた児童生徒の不安が、不登校や別の問題行動に繋がらないよう、必要に応じて学校医や医療機関と連携し、子どものケアや指導援助を行う。

いじめ問題に対する課題

児童生徒や保護者が SOSを発信できる多様な相談窓口の設置

児童生徒や保護者によっては、関係性のある学校、或いは学校の関係者である教育委員会に相談しにくい場合もある。

➡ **児童生徒や保護者がより相談しやすい多様な相談窓口が必要ではないか。**

SNS等を介した「見えにくいいじめ」への対応

いじめの様態は多様化しており、鍵付きアカウント、ダイレクトメッセージ、ゲーム内のチャットなど、クローズドな環境で行われるものについて、教員や保護者が早期に把握することが困難な状況がある。

➡ **学校における情報モラル教育の充実と併せて、保護者の理解をどう醸成していくか。**

スクール・コンプライアンスの向上

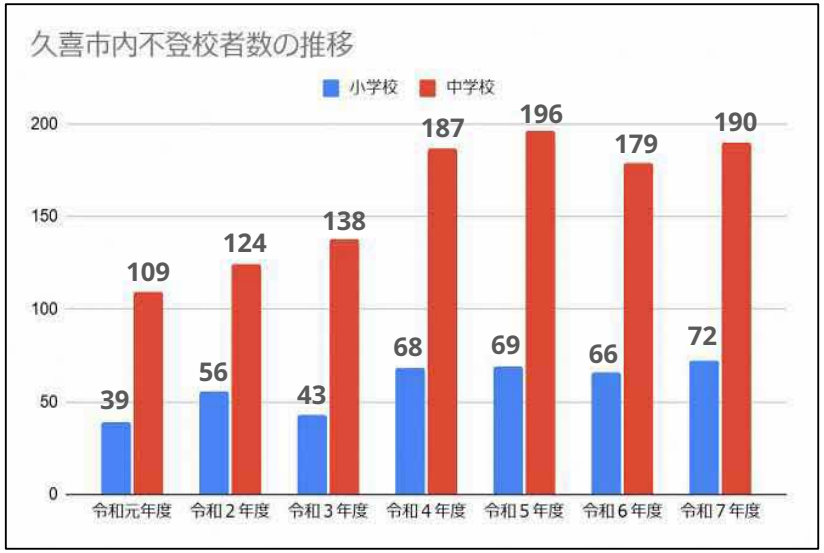
法令やガイドラインに則って、「事実確認」「弁明の機会の付与」「記録の保存」そして学校における会議等を通じた「組織的」な意思決定などが欠かすことのない要素となる。教員の普段の指導場面における「裁量」は、個人に付与された権利ではなく、法令を遵守した公正な手続きに裏打ちされて初めて社会から承認される。

➡ **保護者からの要望内容によっては、法令に照らし合わせた適正な判断が難しい状況がある。**

２ 「不登校」への対応について

「不登校」に関する現状

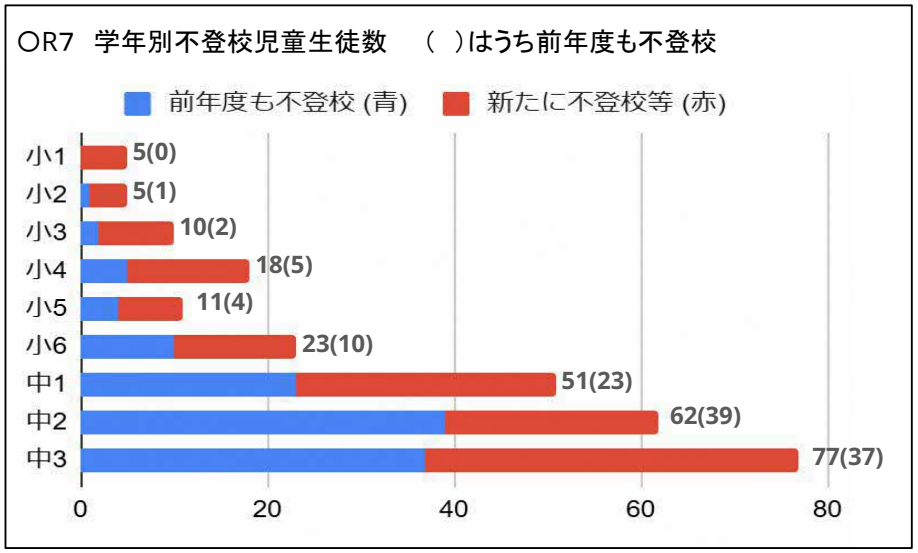
久喜市内の不登校児童生徒数の推移



・**令和4年度以降は横ばい** だが、長期的には **年々増加 傾向**。
・**令和6年度に減少に転じた** ものの、令和7年度に再度増加。
・令和7年度の 不登校児童生徒 数は、小学校は１校当たり**約3.4人（R6国：約7.2人）**、中学校は1校当たり **19.0人（R6国：約21.2人）**

・全国的には年々増加する一方だが、久喜市は近年横這いになっており、一定の成果は見える。
・特に、中学校が課題。

不登校児童生徒数の学年別内訳



・**学年が上がるにつれて 増加**していく傾向。
・小学校第6学年から中学校第1学年にかけて**倍増**。
・中学校の不登校生徒は**約半数が前年度も不登校** 。

・新規の不登校児童生徒を生まない取組と併せて、長期化させない取組が課題。
・それぞれの実態に応じた多様な学びの場が必要。

不登校児童生徒の抱える困り感

要因がはっきりしないものや、
複数の要因が絡み合っているものも
多くある

【小・中学校共通して多い項目】

- 生活リズムの不調に関する相談
- 学校生活に対してやる気が出ない等の相談
- 不安・抑うつの相談
- 親子のかかわり方に関する問題の情報や相談

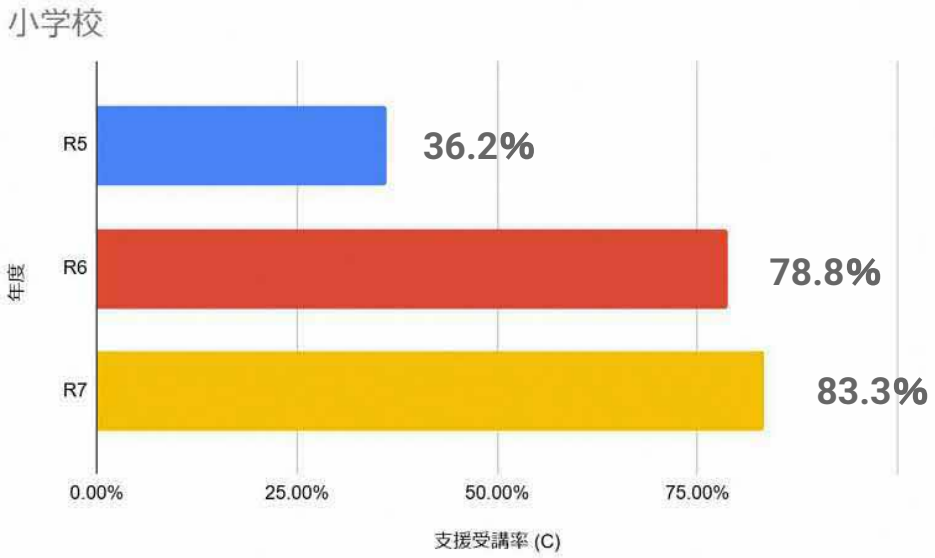
【中学校に突出して見られる項目】

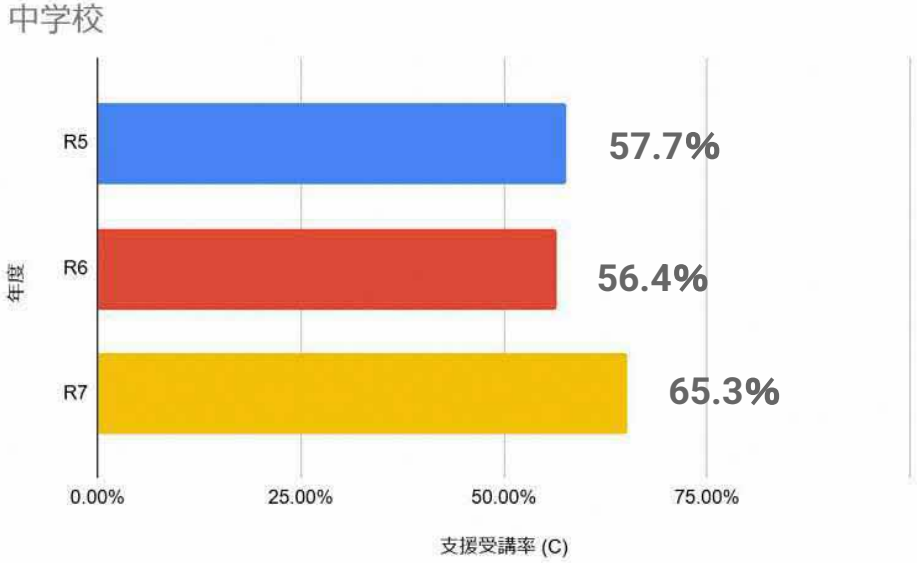
- 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られる
- いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談



いじめ・不登校に関する現状

○学校内外の専門的な相談や支援を受けている児童生徒の割合





・学校外の専門機関（教育支援センター・ KDX・フリースクール等）　小学校　23人　中学校　　29人
・学校内（養護教諭・SC・SSR指導員・相談員等）　　小学校　48人　中学校　112人

不登校問題に対するこれまでの取組

不登校問題に対応するポイント

１　起こらないようにする

明日の登校が楽しみになる学校を作る

２　早く見つける

微細なSOSをキャッチしやすい状況を作る

３　適切に支援する

組織的に対応する仕組みを作る

４　見届ける

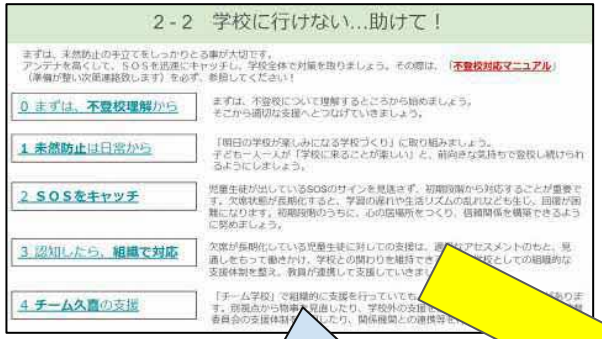
支援が適切かを常に検討する

どの項目においても、
教員の「指導・支援」が重要

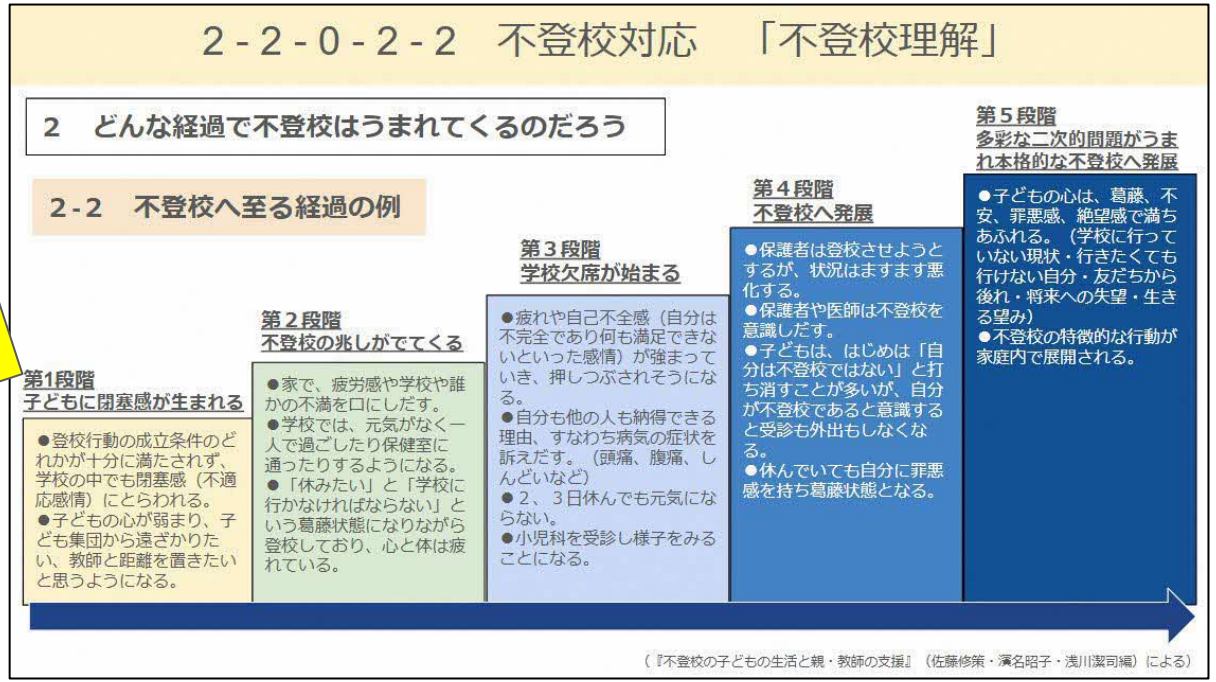
不登校問題に対するこれまでの取組

教職員の不登校問題に対する指導力・対応力向上

先生方の指導を支援するマニュアル「誰一人取り残されない教育支援プラン」の活用



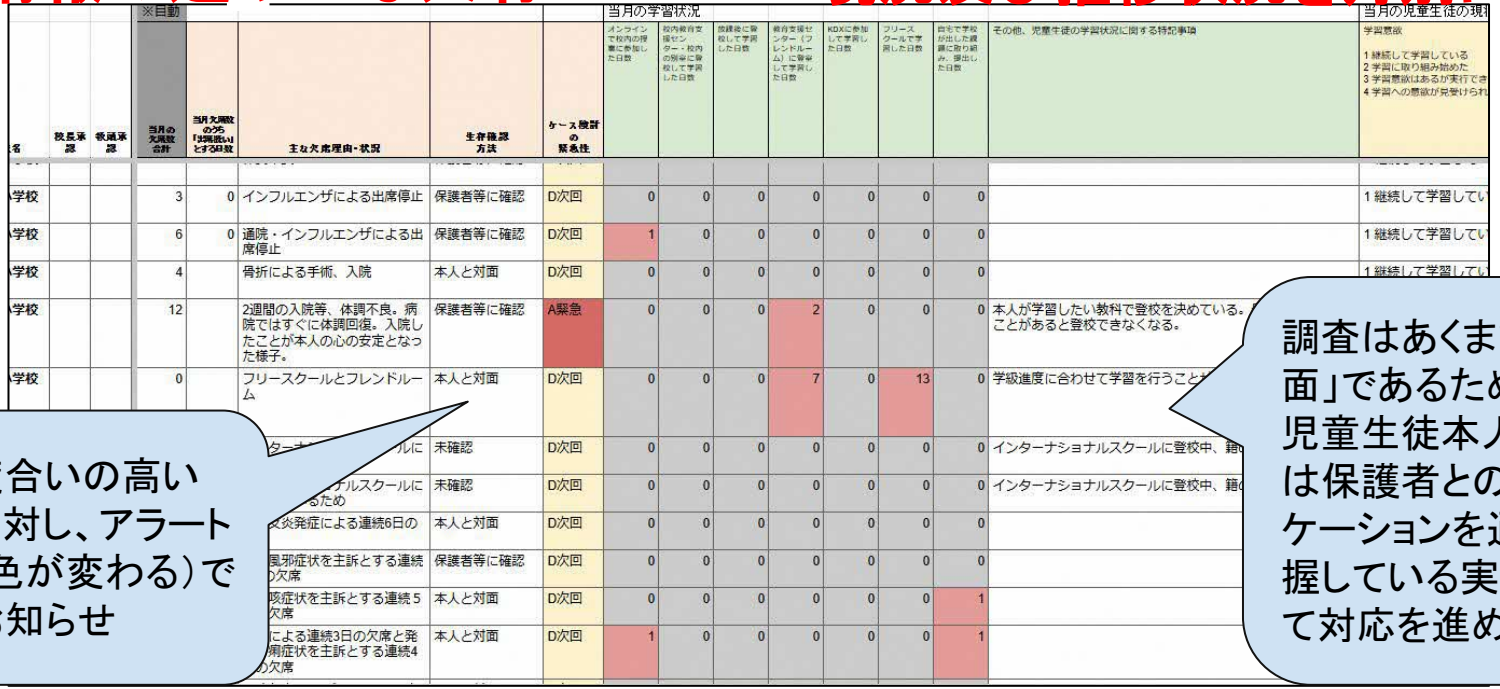
必要な対応を
・未然防止
・早期発見
・早期対応
ごとに確認できる



不登校対応を支援するツール「不登校状況調査」の活用

情報の速やかな共有

現況及び推移状況を月別に把握



名	校長承認	教頭承認	※自動 当月の欠席数合計	当月欠席数のうち「出席扱い」とする日数	主な欠席理由・状況	生存確認方法	ケース検討の緊急性	当月の学習状況 オンラインで校内の授業に参加した日数	校内教育支援センター（校内の別室に登校して学習した日数	放課後に登校して学習した日数	教育支援センター（フレンドルーム）に登校して学習した日数	KDXに参加して学習した日数	フリースクールで学習した日数	自宅で学校が出した課題に取り組み、提出した日数	その他、児童生徒の学習状況に関する特記事項	当月の児童生徒の現 学習意欲 1 継続して学習している 2 学習に取り組み始めた 3 学習意欲はあるが実行でき 4 学習への意欲が見受けられ
学校			3	0	インフルエンザによる出席停止	保護者等に確認	D次回	0	0	0	0	0	0	0		1 継続して学習してい
学校			6	0	通院・インフルエンザによる出席停止	保護者等に確認	D次回	1	0	0	0	0	0	0		1 継続して学習してい
学校			4		骨折による手術、入院	本人と対面	D次回	0	0	0	0	0	0	0		1 継続して学習してい
学校			12		2週間の入院等、体調不良。病院ではすぐに体調回復。入院したことが本人の心の安定となった様子。	保護者等に確認	A緊急	0	0	0	2	0	0	0	本人が学習したい教科で登校を決めている。ことがあると登校できなくなる。	
学校			0		フリースクールとフレンドルーム	本人と対面	D次回	0	0	0	7	0	13	0	学級進度に合わせて学習を行うこと	
					ールに	未確認	D次回	0	0	0	0	0	0	0	インターナショナルスクールに登校中、籍	
					ナルスクールに るため	未確認	D次回	0	0	0	0	0	0	0	インターナショナルスクールに登校中、籍	
					炎発症による連続6日の	本人と対面	D次回	0	0	0	0	0	0	0		
					風邪症状を主訴とする連続 の欠席	保護者等に確認	D次回	0	0	0	0	0	0	0		
					咳症状を主訴とする連続 5 欠席	本人と対面	D次回	0	0	0	0	0	0	1		
					による連続3日の欠席と発 痛症状を主訴とする連続4 の欠席	本人と対面	D次回	1	0	0	0	0	0	1		

緊急度合いの高いケースに対し、アラート（セルの色が変わる）でお知らせ

調査はあくまで「一側面」であるため、児童生徒本人あるいは保護者とのコミュニケーションを通して把握している実態と併せて対応を進めている。

迅速な個別支援をサポート

「不登校支援リーフレット」



「不登校」に関する不安や困りごと、ありませんか？

登校することに不安がある / 学校への登校渋りがある / 別室登校や別室での学びを希望したい

令和８年８月発行

相談したい

学校のサポート

学校や家庭の様子で心配、気になることがある…

相談室

なんとなく嫌なことばかり…話を聞いてほしい…

小学校・義務教育学校（前期課程）：ふれあい相談室
中学校・義務教育学校（後期課程）：さわやか相談室

話し合って、どうしたらよいか一緒に考えます！

・相談員と相談することができます。
・小学校、義務教育学校（前期課程）のふれあい相談室は週１回、中学校、義務教育学校（後期課程）のさわやか相談室は毎日開室し、直通電話があります。
◆電話番号◆
※電話番号は右記の二次元コードをご確認ください。
・スクールカウンセラー（要予約）と相談できます。
・相談担当者が子どもたちや保護者と個別に話し合い、どうしたらよいか一緒に考えます。まずはお電話でご連絡ください。

久喜市教育委員会のサポート

学校外のサポートについて、知りたい…

久喜市教育相談室
（指導課）

学校でないところで、先生ではない人に話を聞いてほしい…

教育委員会指導課の教育相談担当指導主事や、久喜市心理専門員（要予約）、スクールソーシャルワーカー（要予約）に相談することができます！

・相談を希望する方は、事前にお電話でご連絡ください。
・心理専門員は、心理の専門家で子どもや保護者の悩みに専門的な助言や援助を行います。
・スクールソーシャルワーカー（SSW）は、子どもが抱える様々な課題を解決に導くために、教育と福祉を繋いで援助する職員です。

学びたい（対面）

教室には入れず、学習が遅れてしまう…

校内教育支援センター
（スペシャルサポートルーム　通称：SSR）

教室での授業は今は無理かも…でも勉強はしないと…

不登校や不登校傾向の児童生徒が安心して過ごせる、教室以外の校内別室です！

・在籍校の教員や指導員が学習を指導・支援します。
・SSRでオンライン授業に参加もできます。
※学校によって、形態が異なりますので、詳しくは学校で説明します。

人と関わってほしい…家の外に出て学習を進めてほしい…

久喜市教育支援センター
（フレンドルーム）

学びたいし、人と関わりたいけど、学校に行くのは、ちょっと…

不登校状態にある児童生徒のために設置した教室です！

◆詳細はこちら◆

・市内４箇所（久喜・菖蒲・栗橋・鷲宮）にフレンドルームを設置しています。
・教員免許をもった指導員が常駐し、基礎学力の補充や、生活リズムや心の安定のための指導・支援を行います。

学びたい（オンライン）

授業に出られず、学習が遅れてしまう…

オンライン授業に参加

授業は気になるけど、今は教室で授業を受けることが難しい…

自宅等から自分のクラスの授業にオンラインで参加し学習します！

※詳しいことは、在籍校に相談し、確認してください。

家の外に出られなくても学んでほしい…

久喜市共同オンライン分教室
（KDX）

学びたいけど、人と直接会うのはちょっと…

※対象：中学１年（７年）～中学３年（９年）

インターネット回線を使用したメタバース空間で、学習を進めることができます！

◆詳細はこちら◆

・学校とは独立した特別な時間割で学習します。
・市内の中学校の教員が指導します。

まずは、通っている　学校・先生　にご相談ください！

※担任の先生だけでなく、相談しやすい先生にお声掛けください。

問い合わせ先：久喜市教育委員会指導課　久喜市鷲宮6-1-1　☎0480-58-1111

心配なことやご不明な点がございましたら教育委員会指導課までお問い合わせください。

原則は、「通っている学校に相談」となっており、校内外の機関を問わず、紹介

市内外の相談窓口を紹介

不登校問題に対するこれまでの取組

学校支援スタッフ

【心理専門員】

「解決策が見出だせずに困っています」

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家です。
特に、長期化する前の不登校初期の段階、必要に応じて心理専門員が児童生徒の支援に入ります。また、不登校児童生徒を抱える保護者に対しても、学校だけの支援で対応が難しい場合、必要に応じて支援を行います。

【SSW（スクールソーシャルワーカー）】

「学校での対応が難しい保護者との面談対応をお願いしたいです」
「ヤングケアラー・虐待が疑われ、家庭訪問をしてほしいです」

福祉をつかさどり、問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境への働きかけを行い、関係機関等との連携・調整を行います。
不登校により、学校と家庭とでの連携が困難な場合や、学校・家庭・行政機関等との連携を密に対応することが求められる事案に関し、状況に応じてそれぞれのパイプ役として、スムーズな連携、支援にあたります。

【教育支援センター所長】

「教育支援センターを利用したい児童生徒がいます」
「教育支援センターを利用している児童生徒の状況を知りたい」

教育委員会指導課を拠点に､4教室を巡回して指導員の支援・指導、教室運営に関する指導にあたり、各教育支援センターの運営の充実を図ります。指導業務及び相談業務の事務を総括します。各面談に同席し、各学校との情報交換を行い、学校と教育支援センターの連携の推進役となります。

・福祉機関との連携
不登校の背景に家庭環境が関係している場合もある。児童相談所、市の福祉関係課、民生・児童委員等とも連携。

・医療機関との連携
不登校児童生徒が、自殺・非行等の別の問題行動に繋がらないよう、必要に応じて学校医や医療機関と連携し、指導援助を行う。

不登校問題に対するこれまでの取組

【学校担当指導主事制度】を活用したフォローアップ

生徒指導や教育相談のこと

・「いじめ対応記録シート」から、対応が滞っている事案の把握や、具体的な声掛け・フォローアップを共に行います。

・「不登校状況調査」から、「緊急性」や「アラート」を参考にし、聴き取りを行ったり、専門家チームに繋げたりと共に手立てを考えます。

・必要に応じて担当指導主事につなぎ、専門家チームへの橋渡しを行います。

・一人で抱え込ませない、組織的な解決をバックアップします。



不登校問題に対する課題

学校を「みんなが安心して学べる」場所に

学校を「みんなが安心して学べる」場所になるためには、それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番があること、トラブルが起きても学校はしっかり対応をしてくれる安心感があること、公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られていることが重要。

➡ **多様性を包摂する教育課程の編成と問題に適切に対応できる教職員の育成にどう取り組むか。**

不登校児童生徒個々の状況に応じた最適な支援を提供

校内教育支援センター、教育支援センター、学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながることができる等、一人一人のニーズに応じた多様な学びの場、居場所を確保することが重要。 **校内教育支援センターについて、久喜市においては、中学校・義務教育学校には全校に設置したものの、人的配置は3校に留まっている。小学校には未設置である。**

これまでは、どれだけ不登校が長期化しても、在籍校における通常の教育課程に準じた学習を行う必要があった。**「学びの多様化学校」を作ることができるようになり、不登校児童生徒個々の状況に応じた特別の教育課程を編成することができるようになった** が、ニーズがどれだけあるかは不透明である。

➡ **久喜市における「多様な学びの場」はどうあるべきか。**
- **校内教育支援センターへの人的配置の拡大は。**
- **国が進める「学びの多様化学校（分教室型）」を設置することは。**

本会議において、意見をいただきたい課題

児童生徒や保護者が SOSを発信できる多様な相談窓口の設置

児童生徒や保護者がより相談しやすい多様な相談窓口が必要ではないか。

SNS等を介した「見えにくいいじめ」への対応

学校における情報モラル教育の充実と併せて、**保護者の理解をどう醸成していくか。**

スクール・コンプライアンスの向上

保護者からの要望内容によっては、法令に照らし合わせた適正な判断が難しい状況がある。

学校を「みんなが安心して学べる」場所に

多様性を包摂する教育課程の編成と問題に適切に対応できる教職員の育成にどう取り組むか。

不登校児童生徒個々の状況に応じた最適な支援を提供

久喜市における「多様な学びの場」はどうあるべきか。
・校内教育支援センターへの人的配置の拡大は。
・国が進める「学びの多様化学校（分教室型）」を設置することは。